

改正

平成29年9月20日改正第111号

令和2年1月30日改正第4号

東北学院大学共同研究規程

(目的)

第1条 この規程は、東北学院大学（以下「本学」という。）の共同研究の取扱いについて必要な事項を定め、本学における教育研究の進展を図ることにより、社会の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、本学が、民間、国、地方公共団体等（以下「民間機関等」という。）と共通の課題について共同で行う研究をいう。

2 この規程において「研究代表者」とは、共同研究の遂行に関して責任を負う研究者をいう。なお、本学附置研究所において遂行する共同研究の場合は、当該研究所の責任者が研究代表者となる。

(実施基準)

第3条 共同研究の受入れは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限る。

(実施条件)

第4条 共同研究の実施条件は、次に掲げる事項とし、原則として契約書等に記載するものとする。

- (1) 研究課題、研究目的、研究内容、研究期間、研究代表者その他研究の遂行に必要な事項について定めること。
- (2) 本学が受け入れる研究費は、金額、入金方法及び入金の期日を定め、民間機関等は定められた期日までに入金すること。
- (3) 共同研究において、研究費の伴わない共同研究及び相互の研究者の施設の共同使用等に関する事項についても契約書に記載すること。
- (4) 入金された研究費は、原則として返金しないこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該研究の遂行が困難になった場合は、その一部又は全部を返金することがあること。
- (5) 本学が受け入れた研究費によって取得した設備、備品等は、本学に帰属すること。ただし、

研究費を配分する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）の場合、国等に定めのある場合は、その定めに従うものとする。

(6) 研究成果に伴う知的財産等の取扱いは、東北学院大学発明等規程その他本学の関連諸規程によって行うこと。

(7) 災害その他やむを得ない事由が発生した場合は、民間機関等と本学が協議の上、共同研究を中止又は延長することができること。

(8) 共同研究期間中において民間機関等に損害が発生した場合、本学の故意又は重大な過失がないときは、本学は責任を負わないこと。

(9) 民間機関等と本学は、共同研究の遂行に必要な資料及び情報を相互に開示すること。ただし、開示された資料及び情報の取扱いについては、契約書等において秘密保持の取決めを行うものとする。

2 前項に定める事項のほか、民間機関等及び本学は、協議の上、契約書等により実施条件を別途定めることができる。

3 共同研究の実施機関が国等の場合は、第1項に規定する条件を国等の条件によって実施する場合がある。

(研究費の負担)

第5条 本学は、施設設備を本学において行う共同研究の用に供するとともに、当該施設設備の維持管理に必要な経常費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、本学が負担する経費以外の人件費、旅費、設備費、消耗品費等の当該研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額を負担する。ただし、特別の事情があると学長が認める場合は、経費の一部又は全額を免除できる。

3 前項の規定により民間機関等の負担する額を算出する場合の間接経費は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると学長が認める場合の間接経費の取扱いは、第12条に定める共同研究契約によるものとする。

(1) 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待される場合

(2) 本学の教育研究上極めて有意義であると考えられる場合

5 本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担するため、必要に応じて予算の範囲内にお

いて、直接経費の一部を負担することがある。

(間接経費の取扱)

第6条 間接経費は、別に定める東北学院大学における競争的資金等の間接経費取扱規程に基づいて取り扱う。

(研究費の使用期間)

第7条 研究費は、原則として契約期間内に使用しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、学長の許可を得て本学の研究代表者と民間機関等との協議により、契約等を締結の上、使用期間を変更することができる。

(研究費の管理及び監査)

第8条 研究費の使用に関する管理及び監査については、別に定める東北学院大学における研究活動上の不正行為の防止、対応等に関する規程に従う。

(研究代表者)

第9条 研究代表者は、本学専任の教職員が就任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合は、学長の許可を得て客員教授等を研究代表者とすることができる。

(申込方法)

第10条 共同研究の申込みは、学長へ共同研究申込書(別紙様式1)を提出しなければならない。ただし、国等の場合は、採択等の文書によって申込みがあったものとみなす。

(受入れの決定)

第11条 学長は、共同研究の実施基準に基づき共同研究の受入れを決定する。

2 学長は、研究費が100,000,000円を超える共同研究を受入れる場合は、理事長の承認を得なければならない。

(契約)

第12条 学長は、共同研究の受入れを認めたときは、共同研究承諾書(別紙様式2)を民間機関等に提出し、契約書に基づき共同研究契約を締結する。ただし、国等の場合は、国等の定めに従って行うものとする。

(会計)

第13条 研究費は、原則として学校法人東北学院経理規程及び学校法人東北学院経理規程施行細則に基づき会計処理を行う。ただし、国等の場合は、国等の定めに従って会計処理を行うものとする。

(報告書の提出)

第14条 研究代表者は、民間機関及び学長から共同研究に関わる報告書を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

(事務)

第15条 共同研究の受入れに関する事務は、土樋キャンパスにおいては総務部研究機関事務課、多賀城キャンパスにおいては庶務・会計・宗教系の協力の下に実験実習指導・教育研究支援係、泉キャンパスにおいては庶務・会計・宗教係において処理するものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、研究環境改善推進委員会の発議により、教授会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月19日から施行し、制定後の第5条第3項の規定は、平成27年4月1日以降の研究開始日となる共同研究契約から適用する。

附 則 (平成29年9月20日改正第111号)

この規程は、平成29(2017)年9月20日から施行し、平成29(2017)年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年1月30日改正第4号)

この規程は、2020年1月30日から施行する。

別紙様式1 (第10条関係)

別紙様式2 (第12条関係)